## 総務省組織令の一部を改正する政令の概要

総務省

# 1. 概要

平成 22 年度の機構・定員査定等を踏まえ、総務省組織令(平成 12 年政令第 246 号)の 一部を改正する。

# 2. 改正事項

平成22年3月31日を設置期限としている自治行政局合併推進課を廃止し、基礎自治体の行財政基盤の強化を図るための体制を充実強化する観点から、市町村体制整備課を設置する(設置期限は平成27年3月31日)。併せて、自治行政局市町村課について、名称及び所掌事務を変更するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

## 〇名称、所掌事務の変更内容

| (改正前)  | (改正後)   |
|--|---|
| 自治行政局  | 自治行政局   |
| 市町村課   | 住民制度課   |
| 住民基本台帳制度<br>住居表示制度<br>合併政策の企画・立案<br>広域行政制度<br>市町村の名称<br>廃置分合 等 | 住民基本台帳制度<br>住居表示制度<br>地縁団体制度(同局行政課から)<br>公的個人認証制度(同局地域政策課から)<br>コミュニティ(同局地域自立応援課から) 等 |
| 合併推進課  | 市町村体制整備課  |

# 3. 施行期日

公布の日(平成22年4月1日)